四十四　地方税の減収補填のため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円	1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補てんのため、平成八年度において「平成八年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成九年三月二十五日付自治地第六十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成八年度減収補填債」という。）、平成九年度において「平成九年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十年三月二十七日付自治地第六十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度減収補填債」という。）、平成十年度において「平成十年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十一年三月二十六日付自治地第七十二号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度減収補填債」という。）、平成十一年度において「平成十一年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度減収補填債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補填債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十四年三月二十五日付総財地第九十五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十三年度減収補填債」という。）、平成十四年度において「平成十四年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十五年三月二十日付総財地第百五号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十四年度減収補填債」という。）、平成十五年度において「平成十五年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十六年三月十九日付総財地第八十四 ［2　略］	

四十四　地方税の減収補填のため平成七年度から平成二十七年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円	1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）に限る。）の減収補てんのため、平成七年度において「平成七年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成八年三月二十六日付自治地第六十五号都道府県知事あて自治事務次官通知）」及び「平成七年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成八年三月二十六日付自治地第六十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（地方税法附則第四条の二の規定の適用による地方税の減収補てんのため発行を許可されたものを除く。以下「平成七年度減収補填債」という。）、平成八年度において「平成八年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成九年三月二十五日付自治地第六十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成八年度減収補填債」という。）、平成九年度において「平成九年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十年三月二十七日付自治地第六十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成九年度減収補填債」という。）、平成十年度において「平成十年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十一年三月二十六日付自治地第七十二号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十年度減収補填債」という。）、平成十一年度において「平成十一年度における地方税の減収補てんのための地方債の許可予定額の枠配分について（平成十二年三月三十日付自治地第七十四号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十一年度減収補填債」という。）、平成十二年度において「平成十二年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十三年三月二十三日付総財地第九十三号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十二年度減収補填債」という。）、平成十三年度において「平成十三年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分につい ［2　同上］	